## 災害対応車両調整法人の登録申請

#### 災害対応車両調整法人の登録申請①





- □「災害対応車両調整法人の登録」を選択 してください。
- □ 選択後、災害対応車両調整法人(以下 「調整法人」といいます。)の情報の入力 を開始します。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請②



商号・名称または氏名( 名) *	合自庁名または日治体
例) サンプル株式会社	
商号・名称または氏名( 名)(フリガナ) *	各省庁名または自治体
例)サンプルカブシキス	ガイシャ
代表者氏名	
例)山田 太郎	
代表者氏名(フリガナ)	
例) ヤマダタロウ	
代表者役職	
例)代表取締役社長	
代表者役職(フリガナ)	
例) ダイヒョウトリシ	マリヤクシャチョウ

■ 登録する法人の情報を、順次、入力してください。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請③





- □「法人ID」は、国税庁の法人番号制度による「法人番号:13桁」を入力してください。
- □ 登録申請する法人がホームページ をお持ちの場合は「ホームページ URL」にURLを入力してください。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請④





- □ 法人の「ロゴ」をお持ちの場合は、 データにて、画像のアップロードを お願いします。登録すると、データ ベース上で表示されます。
- 登録いただいた画像は、データ ベース上に表示されます。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請⑤





- □「法人資料」には、法人の「定款」、「パンフレット」等を添付してください。
- □ 法人の「定款」は、提出必須です。
- □ これらの資料は、データベース上では表示されません。申請内容を審査する際に確認します。

## 災害対応車両調整法人の登録申請⑥





- □「災害時に支援可能な用途」は、災害時に配車調整可能な車両について、どの用途で活用が可能かを選択してください。
- ※ 各用途の登録基準に適合する場合は重複選択も可能です。 例)避難所と住まいで利用可能等
- □「会員数」は、申請に係る法人に加盟している会員企業数を入力してください。
- □「配車調整が可能な車両台数」は、 災害対応の支援意思があり、配車 調整が可能な車両台数を入力して ください。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請⑦



災害時の対応可能地域 *	
□ 全国	
□ 北海道	
東北	
□ 青森県 □ 岩手県	宮城県
□ 秋田県 □ 山形県	福島県
□ 関東	
○ 茨城県 ○ 栃木県	群馬県
□ 埼玉県 □ 千葉県	東京都
□ 神奈川県	
□ 中部	
□ 新潟県 □ 富山県	石川県
□ 福井県 □ 山梨県	長野県
□ 岐阜県 □ 静岡県	愛知県
□ 近畿	
□ 三重県 □ 滋賀県	京都府
□ 大阪府 □ 兵庫県	奈良県
□ 和歌山県	
□ 中国	
□ 鳥取県 □ 島根県	岡山県
□ 広島県 □ 山口県	
□ 四国	
□ 徳島県 □ 香川県	愛媛県
□ 高知県	
□ 九州・沖縄	
□ 福岡県 □ 佐賀県	長崎県
熊本県 大分県	宮崎県
□ 鹿児島県 □ 沖縄県	

□「災害時の対応可能地域」は、車両の提供(支援)が可能な地域を選択してください。なお、積雪寒冷地への提供(支援)に際しては、スノータイヤの有無等を考慮した上で選択してください。

### 災害対応車両調整法人の登録申請®





- □「災害時の活動実績の有無」は、災害支援の実績の有無を選択してください。活動実績が「ある」場合は、過去の活動実績の詳細を自由に入力してください。
- 例) 能登半島地震において、キッチンカーを配車調整し、合計14万食分を提供した。等
- □「自治体との協定締結」は、自治体 と災害時の連携協定等を締結して いる場合には、「あり」を選択してく ださい。
- □「その他追加申告欄」は、調整法人 としてアピールしたい事などを入力 ください。
- □「次へ(担当者情報入力)」をクリックし、引き続き入力を行います。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請 9





- □ 引き続き、担当者の情報入力を行います。
- □「担当者情報」は、自治体からの問い合わせ等に対応する担当者の情報をご記入ください。
- □「担当者氏名」、「電話番号」、「メールアドレス」は、自治体や内閣府、 審査団体からの各種問い合わせの 連絡先となります。
- □ このため、特に「電話番号」及び「メールアドレス」は、確実に連絡が 取れるものを入力してください。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請⑩



「災害対応車両など登録規程(令和7年内閣府告 示第92号)第六条第一項」の欠格事由に該当し ないことの誓約 \*

#### 第六条

内閣総理大臣は、第三条第一項又は第二項の登録を受け ようとする災害対応車両の所有者又は災害対応車両調整 法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録 を拒否するものとする。

- 1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2. 第九条第一項(第三号を除く。)の規定により登録 を取り消され、その取消しの日から五年を経過し ない者(当該登録を取り消された者が法人である 場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に 当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 五年を経過しないものを含む。)
- 3. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算し て五年を経過しない者
- 4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定 する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなく なった日から五年を経過しない者(第七号におい て「暴力団員等」という。)
- 5. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 6. 法人であって、その役員のうちに第一号から第五 号までのいずれかに該当する者があるもの
- 7. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 誓約する● 誓約しない
- 関係省庁及び地方自治体はこちらにチェッ

ク

□「欠格事由に該当しないことの誓約」は、記載されている内容をよくご確認いただき、チェックをお願いします。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請⑪



「災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を 管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会 員が所有する災害対応車両(登録基準に適合する ものに限る。)を当該都道府県知事等に提供する ため、真摯に配車調整等を行うこと」への承諾

承諾する

承諾しない

- □ 左記の条件を承諾いただくことが、 本制度による登録を申請する際の 条件となりますので、承諾いただけ る場合は、「承諾する」にチェックを 入れてください。
- □ 承諾されない場合は、登録ができません。ご注意ください。

〇災害対応車両等登録規程(令和7年内閣府告示第92号)(抄)

#### 第4条第4項

前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

#### 災害対応車両調整法人の登録申請②





- □「設立目的及び業務内容」は、添付 していただいた定款との整合性を 確認します。
- □ 入力をすべて完了したら、「確認する」をクリックしてください。
- □ 入力内容確認画面にて、内容に間違いがないかを確認ください。



#### 災害対応車両調整法人の登録申請(3)



# 登録申請する 担当者情報入力に戻る ログアウト

災害対応車両検索システム (D-TRACE)

送信完了

調整法人の登録申請を受け付けました。
申請をいただいた内容にて審査を行います。
申請内容により、審査団体からご連絡を差し
上げる場合があります。登録完了までの所要
時間は概ね3週間程度となります。

- □ 内容に間違いがない場合、「登録申請する」をクリックしてください。
- □ 所有者情報の入力完了画面に移 行します。
- □ 申請完了後、審査完了までの所要 時間は、概ね3週間の予定です。
- 審査の過程で、申請内容の確認や、 補正のお願いをすることがあります ので、ご対応をお願いします。